

ひとりで、
がんばりすぎないで。

家事育児
サポート

妊娠中から子育て期まで

ハピ♡すくヘルパー



お料理



おそうじ



お洗濯

産前産後や子育て期の方で、日中ご家族などの援助がなく、育児や家事が困難な方を対象にヘルパーを派遣しています。

どんなことを手伝ってもらえるの？

●家事援助

①食事の準備や片付け ②洗濯 ③お部屋の片づけ
・掃除 ④生活必需品の買い物 など

●育児援助

①授乳の準備や片付け ②おもつ交換 ③沐浴介助
④病院受診・健診などの補助 など

区 分	妊娠中	0 歳から 2 歳の誕生日の前日 までの子を養育している方	
		単胎児	多胎児
回 数	2 0 回	4 0 回×対象と なる子の人数	6 0 回
サポート内容	家事援助	家事援助、育児援助	
派遣時間	1 日 1 回 2 時間まで		
利用者負担金	生活保護世帯・市民税非課税世帯 無料 上記以外の世帯 2 5 0 円（1 時間あたり）		
利用日時	月～金（祝日除く）、9 時～1 7 時		

お問い合わせ先

▶ 西条市役所 本庁 子育て支援課 0897-52-1370

▶ 西部支所 市民福祉課 0898-64-2700

（丹原サービスセンター及び小松サービスセンターでは受付できません）

子育て応援サイト
ハピ♡すくも見てね！



ご利用までの流れ

STEP.1

まずは申請！

ヘルパー派遣を希望される方は、オンラインの申請フォームを入力するか、本庁子育て支援課または西部支所市民福祉課に申請書を提出してください。いずれの申請方法でも、母子健康手帳が必要です。

STEP.2

事業者・利用者負担額の決定通知が届きます

本庁子育て支援課から、事業実施の可否・ヘルパーを派遣する事業者名・利用者負担額等が明記された決定通知書が郵送されます。

STEP.3

支援内容の打ち合わせをしましょう

ヘルパーを派遣する事業者から連絡が入ります。支援してほしい日時、内容などの打ち合わせをしましょう。

STEP.4

ヘルパーから支援を受けます

事前に打ち合わせした内容の支援を受け、利用者負担金をお支払いください。



ご注意ください！

- ▶ オンライン申請した場合、本庁子育て支援課から確認の電話がある場合があります。
- ▶ 初めての申請後、その内容（申請理由、支払い方法など）に変更があった場合、手続きが必要です。本庁子育て支援課または西部支所市民福祉課に届出するか、オンラインで変更の申請をしてください。
- ▶ この事業で、**保護者と子どもさんが一緒にいる場所で行います**ので、「託児」や「子どもの送迎」はできません。詳しくは、「できること・できないことリスト」でご確認ください。
- ▶ キャンセルする場合は、ヘルパー派遣前日（土日祝日を含まない）の15時までに事業者へ連絡してください。それより後の連絡や連絡なしのキャンセルは、派遣予定時間分の利用者負担金をお支払いいただくことがあります。
- ▶ ヘルパーを派遣する事業者を選ぶことができます。ただし、派遣状況等によりご希望に添えない場合があります。
- ▶ 利用者負担金の額は、課税状況に応じて、年度の途中に変わることがあります。利用時間が1時間に満たない場合で、当該時間が30分以下のときは30分と、30分を超えるときは1時間とみなします。
- ▶ お支払い方法は、子育て支援課が作成した納入通知書を使って金融機関でお支払い（手数料無料）か、子育て支援課が指定する口座に振込み（手数料は利用者様負担）のいずれかです。**期限までにお支払がない場合、事業を利用できなくなる場合があります。**

初めての申請



変更の申請

（産前に登録してその後出産した、利用者負担金の支払い方法を変えたいなど）



詳しくは、西条市役所ホームページをご覧ください